

## 杉並区いきいきクラブ連合会会則

### 第一章 総 則

- 第1条 本会は、杉並区いきいきクラブ連合会（以下杉いき連という）と称する。
- 第2条 本会の事務所は、高齢者活動支援センターに置く。
- 第3条 本会は、クラブ相互の連絡を緊密にして、高齢者福祉の向上と増進に寄与することをもって、目的とする。
- 第4条 本会の会員は所定の会費を納入するものとする。会費の額及び徴収の方法については、細則においてこれを定める。

### 第二章 会 員

- 第5条 本会は、杉並区内の公認いきいきクラブ（以下クラブという）を会員として構成する。
- 第6条 本会に入会しようとする単一クラブは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第7条 単一クラブは、止むを得ず解散・休止する場合は別に定める退会届・休止届を会長に提出する。

### 第三章 事 業

- 第8条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 クラブの育成指導及びクラブ指導者の研修
  - 2 高齢者福祉を増進するための事業及び調査研究の実施
  - 3 クラブ員の教養向上、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流及び社会奉仕、友愛活動に関する事業
  - 4 会報の発行及び各種連絡会議、講演会に関する事業
  - 5 その他本会の目的達成に必要な事業

### 第四章 役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 会 計 | 2 名 |
| 4 | 監 事 | 2 名 |
| 5 | 理 事 | 若干名 |
| 6 | 部 長 | 6 名 |
- 2 本会の会長は理事会において互選する。副会長、及び会計は会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 3 監事は総会においてクラブ会長の中から選任する。

監事は他の役員と兼務することは出来ない。

- 4 理事は各地区より選出された者及び部長とする。  
各地区の理事の選出は杉並区内を10地区に分けて、その地区ごとに、理事を選出するものとする。地区の理事の選出は各地区連のクラブ会長の互選とする。地区よりの理事の選出の人数は別に定める。  
杉並区の10地区は、和田堀、和泉・下高、高円寺、成田、阿佐谷寿、阿佐谷北、天沼、荻窪、井荻、高井戸とする。  
各地区の規約、事業計画はそれぞれの地区で定める。
- 5 会の活動を分担するために部会を置く。  
部長は会長が指名し、理事会で承認した部員より構成する。  
前述の役名のうち、会長及び監事の役職にある者は、部長となることは出来ない。  
部会の職制は細則で定める。
- 6 会長は本会を代表し会務を統括する。  
副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は会長の職務を代行する。  
理事は理事会を組織し、重要な会務を執行する。  
会計は本会の金銭出納、財産管理、予算編成、決算を掌る。  
監事は会計を監査する。  
部長はそれぞれの各業務を分掌する。
- 7 役員を選出については、総会において承認を得る。

第10条 本会の顧問及び相談役は理事会の承認を得て、会長がこれを推薦し任命する。

第11条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

役員は任期終了後といえども、後任者が就任するまでは、職務上の任を負うものとする。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第五章 会 議

第12条 本会の会議は総会、幹部会、理事会及び部会とし、総会、幹部会、理事会は会長がこれを招集し、部会は部長が招集する。

第13条 定時総会は、クラブの会長（又は会長の委任を受けた代理人1人）が出席し、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に招集し、次の事項を決議する。

- 1 事務事業の承認
- 2 歳入歳出決算並びに次年度事業計画及び歳入歳出予算
- 3 諸規定の制定及び改廃
- 4 その他本会運営に関する重要に事項

第14条 本会は必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第15条 幹部会は、会長、副会長、会計及び部長で構成し、理事会への諮問事項及び重要事項緊急事項を審議する。

第16条 理事会は会長、副会長、会計、理事及び部長で構成し、総会に付議する事項を先議するほか、次の事項を決議する。

- 1 総会で決議された事項の執行に関する事
- 2 総会の決議を要しない会務の執行に関する事
- 3 その他会長が付議した事項に関する事

- 第 17 条 会長は第 12 条の規定のほか、全クラブの会長を招集し、クラブの福祉、教養、健康、運営等各種の研修、連絡、協調、親睦に関する事項を討議することが出来る。
- 第 18 条 会議は別に定足数を定めず、出席者の過半数の賛否をもって可決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 19 条 総会の議長は出席クラブの会長の中から選出し、幹部会、理事会の議長は会長が、部会の議長は部長が当たる。

## 第六章 資産及び会計

- 第 20 条 本会の歳入は次の各号からなる。
- 1 会費収入
  - 2 補助金
  - 3 寄付金
  - 4 その他の収入
- 第 21 条 本会の歳出は、前条の歳入をもって支弁する。
- 第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 23 条 本会の特別会計設定は細則で定める。

## 第七章 報 告

- 第 24 条 本会は会の運営上必要と認められる報告を各地区連、及び各クラブに求める。

## 第八章 附 則

この会則は昭和 37 年 4 月 1 日から発効する。  
平成 19 年 5 月 23 日一部改正施行する。  
平成 20 年 5 月 26 日一部改正施行する。  
平成 22 年 5 月 25 日一部改正施行する。  
平成 25 年 5 月 21 日一部改正施行する。  
令和 3 年 5 月 19 日一部改正施行する。  
令和 4 年 5 月 25 日一部改正施行する。